

# 三者連絡会(教授職員会、琉大労組、琉病労) ニュース 第35号 過半数代表者の選出とは

2009年10月15日 事務局・琉球大学教授職員会(内線 2023)

E-mail kyoshoku@eve.u-ryukyu.ac.jp http://www.cc.u-ryukyu.ac.jp/~kyoshoku/  
琉大労組(内線 2024) 琉病労(内線 7-2099)

これでは、今回の過半数代表者の選挙(上原事業場)は、  
不信任 or 白紙投票 しかない状況ではありませんか？

- ・ 国政選挙などとは、制度の意味が違います
- ・ 私たちは、過半数代表選出に協力する前提を欠いていると判断します

- ・ 琉大当局は、夏季一時金削減について、違法な手続きを強行しようとして失敗。そこで、私たちと確認書を結んだにもかかわらず、その確認書を事実上踏みにじって(確認書の意味をなくする解釈を持ち出して)、削減を強行しました。
- ・ 当局は交渉の席上、代償措置について、「人勸は合理性があるので代償措置は不要かも」→「これ以上の代償措置が必要か疑問」→「大学側から代償措置案を提示しない」と発言してきました。私たちが最低限の要求として提示した4項目の要求についても、大学として実効ある改善はないという状況です。つまり、過去最大級の給与引き下げなのに、琉大のばあい代償措置はないも同然というのが実態です。
- ・ こうした当局の姿勢ゆえ、私たちはやむを得ず労働委員会に斡旋申請をし、手続きが進行中です。

したがって、私たちは、上原事業場での過半数代表選出にあたり、過半数代表選出に協力する前提を欠いていると判断し候補者を出しませんでした。

立候補者があり信任投票が行われますが、上記の理由で、立候補された方の資質・意見に関係なく、不信任または白票を投じることで意思を表明するほかない状況にあるのではないかと判断しました。

上原事業場の教職員の皆さまは、過半数代表者選挙の信任投票にあたり、“主権者”として、投票するかどうか、投票するなら信任か、不信任か、白票か、真剣にご検討されていることと思います。その際、このニュースをはじめ、私たち三者連絡会の最近のニュースの情報が、ご判断の参考に役立つものと思います。(ニュースのバックナンバーは表記のウェブページからPDFをダウンロードできます。) 裏面に解説

\*\*\*\*\*  
**10月21日(水)→28日(水)に変更 昼休み/大学本部棟前 人勸実施反対集会**

- \* 皆さま、万障お繰り合わせの上ご参加ください。非組合員の方もご参加になれます。
- \* 交渉日程が変更になったため、また、人勸にどう対応するか要求を集約する時間を確保するため1週間遅らせました。皆の知恵と意思を集めて、道理ある大学運営・正当な労働条件を実現しましょう。

\*\*\*\*\*

【解説】 夏季一時金削減という「就業規則の不利益変更」には、大学当局と組合との交渉を経て、千原・上原の各事業場で過半数代表が選出され、その過半数代表の意見を付して労働基準監督署に届け出るという手順になります。労使の協議が行われている場合、この手続きの段階で私たちにできるのは「意見を添付する事」だけです。上原事業場では前回投票で代表者が決せず、琉大当局はいま再投票手続きを進めています。

すると、過半数代表者が選出されて、意見が提出されると、その内容に関係なく、労基署への届出の要件は形の上では満たされます。過半数代表者がどんなに立派な方で、どんなに素晴らしい意見を書いても、その意見は経営者側を拘束しません。

現状は、協議が誠実に行われず、代償措置が極めて不十分なので、労使の協力的な関係を築く前提がない、つまり、過半数代表者の選出に協力したくてもできない状況です。そのもとでは、この過半数代表者の選出に協力するかどうかで、私たち被雇用者が明確な意思表示することこそ、労働者の権利の行使といえます。

しかも、はっきりしているのは、全国的に見ても琉大だけが突出して、一時金削減や授業料免除拡大への使用の決定を強行しており、琉大当局が一方的に、私たち教職員が協力できない状態をつくりだしてしまっている、ということです。

国民の代表を選ぶ、国会議員や地方議会議員の選挙であれば、国民は主権者として投票の権利と義務を負い、今回の政権交代のように、選挙結果は政治を一新する可能性があります。ところが、過半数代表者の選出の場合には、私たちが過半数代表に誰を選ぼうとも、その意見が、経営者側を拘束することはありません。そのもとでは、この過半数代表者の選出に協力するかどうかそのものが、私たち被雇用者が明確な意思表示を行える基本的な権利といえます。

したがって、国政選挙への不投票と違い、過半数代表者の選出に協力しないという行動は、みだりに行われるべきではありませんが、あまりにも不当な経営側の姿勢に対して、私たちが取り得る行動だと言えます。

私たち三者連絡会は、労使が協力して自治的に労働環境を改善していくとの原則から、労働組合として、組織的に、過半数代表者の選出を妨害したりすることはいたしません。今回の判断の表明と情報提供は、大学当局側が、極めて不当な姿勢をとり続けている下で、大きな不利益を受けている教職員の皆さまが、労働者としての権利を正当に行行使できるよう、各自のご判断の材料を提供するものです。